



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1
- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1

告 示

- 公文書の写しの作成に要する費用（総務私学課）…………… 2
- 林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更（森林管理課）…………… 3
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4
- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定及び当該道路の通行方法（道路管理課）…………… 4
- 臨港地区の決定（港湾課）…………… 5
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課）…………… 5
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 5
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 6

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 6

公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示…………… 7

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 8

規 則

沖縄県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第53号

沖縄県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県情報公開条例施行規則（平成13年沖縄県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号ウ中「フロッピーディスク」の次に「、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体」を加える。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第54号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「、図画」を「又は図画」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--|--|-----------|
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 |

別表2の項中「1巻につき30円」を「1枚につき30円」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--|---------------------------------|-----------|
| | CD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 |
| | DVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 |

別表備考3中「区分」を「区分の欄に掲げるもの」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、知事が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第278号

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第19条の規定に基づき、公文書の写しの作成に要する費用を次のとおり定め、令和元年8月1日から施行する。

なお、平成13年沖縄県告示第807号（公文書の写しの作成に要する費用）は、廃止する。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 公文書の種類 | 区分 | 費用 | |
|--------|--|-----------|-------------------------------------|
| | | 枚数 | 金額 |
| 文書又は図画 | 複写機により複写したもの | 1枚につき | 白黒10円 （日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）まで） |
| | | | カラー80円（A3） カラー50円（A3未満） |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 | |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 | |
| 電磁的記録 | 用紙に出力したものを複写機により複 | 1枚につき | 白黒10円（A3まで） |

| | | |
|--|-----------|------------------------------|
| 写したもの | | カラー80円 (A3) カラー50円 (A3未満) |
| 録音カセットテープ (120分テープに限る。) に複写したもの | 1巻につき210円 | |
| ビデオカセットテープ (VHS方式の120分テープに限る。) に複写したもの | 1巻につき350円 | |
| フロッピーディスク (3.5インチ2HDに限る。) に複写したもの | 1枚につき30円 | |
| CD-R (700メガバイトまでのものに限る。) に複写したもの | 1枚につき100円 | |
| DVD-R (4.7ギガバイトまでのものに限る。) に複写したもの | 1枚につき120円 | |

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 複写機による作成については、原則として、A3までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、実施機関が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

沖縄県告示第279号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録の変更について届出があった。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 登録番号 | 生産事業者 | | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|---------|---------------|------------------|---------------------------------------|--|
| | 氏名又は名称 | 住所 | | | |
| 28 | 八重山森林組合 | 石垣市字石垣1396番地2 | 生産事業者の氏名又は名称及び住所 | 八重山森林組合 代表理事 組合長 内原英郎 石垣市美崎町14番地 | 八重山森林組合 代表理事 組合長 中山義隆 石垣市字石垣1396番地2 |
| | | | 生産事業の内容 | 種穂の採取及び精選並びに 幼苗の育成及び幼苗以外の 苗木の育成 | 幼苗の育成及び幼苗以外の 苗木の育成 |
| | | | 事業所の名称及び所在地 | 八重山森林組合 石垣市美崎町14番地 | 八重山森林組合 石垣市字石垣1396番地2 |

沖縄県告示第280号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・沖8号諸見里桃原線
- 3 事業施行期間 令和元年7月30日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄市諸見里二丁目及び山内一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 大宜味村字根路銘地内及び名護市字源河地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年7月9日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第282号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|--------------|---------------------------------|
| 県道20号線 | 沖縄市比屋根五丁目854番2から沖縄市泡瀬三丁目161番1まで |
| 県道那覇北中城線 | 北中城村字安谷屋395番から北中城村字安谷屋2180番1まで |
| 県道宜野湾北中城線 | 北中城村字安谷屋1936番6から北中城村字渡口490番3まで |
| 県道宜野湾北中城線 | 宜野湾市字伊佐82番1から宜野湾市普天間一丁目124番1まで |
| 県道那覇糸満線 | 那覇市字安謝664番1から南風原町字新川97番2まで |
| 県道沖縄環状線 | うるま市字前原262番3から沖縄市泡瀬三丁目123番7まで |
| 県道沖縄県総合運動公園線 | 沖縄市比屋根五丁目854番6から北中城村字渡口490番1まで |
| 県道那覇空港線 | 那覇市字安次嶺551番1から那覇市字安次嶺191番4まで |

- 2 指定する期日 令和元年7月31日
- 3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。
 - (1) 交差点における右折の禁止 次の表の左欄に掲げる道路から中欄に所在する交差点を右折して右欄に掲げる道路に入ってはならない。

| | | |
|---------|------------------|--------|
| 県道那覇糸満線 | 那覇市崎山町3丁目（崎山交差点） | 沖縄自動車道 |
|---------|------------------|--------|

- (2) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導
 - ア 次の表の左欄に掲げる道路から中欄に所在する交差点を左折して右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下同じ。）との衝突の危険を生じさせないよう当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

| | | |
|---------|------------------|---------|
| 県道那覇糸満線 | 那覇市崎山町3丁目（崎山交差点） | 沖縄自動車道 |
| 沖縄自動車道 | 那覇市崎山町3丁目（崎山交差点） | 県道那覇糸満線 |

イ 次の表の左欄に掲げる道路から中欄に所在する交差点を右折して右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

| | | |
|--------|-----------------------|----------|
| 沖縄自動車道 | 北中城村字安谷屋（北中城インターチェンジ） | 県道那覇北中城線 |
|--------|-----------------------|----------|

(3) 橋等の通行方法 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

沖縄県告示第283号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

令和元年 7月30日

竹富東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 臨港地区の区域 竹富町字竹富地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県八重山土木事務所

沖縄県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第422号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年 7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・名1号21世紀の森
- 3 事業施行期間 昭和51年12月6日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和51年沖縄県告示第421号、昭和59年沖縄県告示第693号、平成9年沖縄県告示第258号及び平成28年沖縄県告示第422号の事業地のうち、名護市字宮里大瀬原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第285号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和元年 7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 南風原町字兼城松川原704番ほか35筆

- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和元年7月1日 沖縄県指令土第467号

沖縄県告示第286号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 名称 | 所在地 | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|---------------|------------------------------|-----------|
| 沖縄綿久寝具株式会社 | 宜野湾市赤道一丁目8番5号 | 南城市佐敷字新里1870番地 (南城市役所庁舎内) | 令和元年7月19日 |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年7月30日から同年11月30日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。

令和元年7月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和元年6月24日
- 2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ本部店 本部町字東長田原554番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和2年2月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,449平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 57台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 18台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 6.96立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月30日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表文書、図面の項中「、図面」を「又は図面」に、「日本工業規格A3版」を「日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）」に、「（A3版）」を「（A3）」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--|--|-----------|
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 |

別表第1項の表電磁的記録の項中「日本工業規格A3版」を「A3」に、「（A3版）」を「（A3）」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--|---------------------------------|-----------|
| | CD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 |
| | DVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 |

別表第1項の表備考2中「日本工業規格A3版」を「A3」に改め、同表備考3中「区分」を「区分の欄に掲げるもの」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、公安委員会が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

沖縄県警察本部告示第1号

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月30日

沖縄県警察本部長 筒井 洋 樹

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年沖縄県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表文書、図面の項中「、図面」を「又は図面」に、「日本工業規格A3版」を「日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）」に、「（A3版）」を「（A3）」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--|--|-----------|
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 |

別表第1項の表電磁的記録の項中「日本工業規格A3版」を「A3」に、「（A3版）」を「（A3）」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--|---------------------------------|-----------|
| | CD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき100円 |
| | DVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの | 1枚につき120円 |

別表第1項の表備考2中「日本工業規格A3版」を「A3」に改め、同表備考3中「区分」を「区分の欄に掲げるもの」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、警察本部長が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第2号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月30日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第7項中「あたって」を「当たって」に改める。

第10条第3項中「部長」の次に「又は地方本部長」を加え、「本部の事務」を「本部又は地方本部の事務」に、「部に」を「部又は地方本部に」に改め、「各部」の次に「又は各地方本部」を加え、同条第4項中「部長」の次に「又は地方本部長」を加え、「部に」を「部又は地方本部に」に改める。

第12条中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2総務部の項中「第31条」を「同法第31条」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第8条関係）

| 名称及び設置場所 | 地方本部長及び地方副本部長 | 管轄区域 | 構成機関 | 班名及び班長名 |
|------------------------------|---|-------------|--|--|
| 沖縄県災害対策北部地方本部 北部合同庁舎（名護市） | 地方本部長 北部土木事務所長 地方副本部長 北部農林水産振興センター所長 北部保健所長 | 北部土木事務所管轄区域 | 北部土木事務所 名護県税事務所 北部福祉事務所 北部保健所 県立北部病院 北部農林水産振興センター その他北部土木事務所管内に所在する出 | 総括班 班長 北部土木事務所業務総括 情報班 班長 名護県税事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉事務所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 土木建築班 |

| | | | | |
|--|--|--------------------------|---|--|
| | | | 先機関 | 班長 北部土木事務所技術総括 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター農林 水産整備課長 |
| 沖縄県災害対 策中部地方本 部 中部合同庁舎 (沖縄市) | 地方本部長 中部土木事務 所長 地方副本部長 中部農林土木 事務所長 中部保健所長 | 中部土 木事務 所の管 轄区域 | 中部土木事務所 コザ県税事務所 中部福祉事務所 中部保健所 県立中部病院 中部農林土木事務所 中部農業改良普及セ ンター その他中部土木事務 所管内に所在する出 先機関 | 総括班 班長 中部土木事務所業務総括 情報班 班長 コザ県税事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉事務所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 土木建築班 班長 中部土木事務所技術総括 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 |
| 沖縄県災害対 策南部地方本 部 南部合同庁舎 (那覇市) | 地方本部長 南部土木事務 所長 地方副本部長 南部農林土木 事務所長 南部保健所長 | 南部土 木事務 所の管 轄区域 | 南部土木事務所 那覇県税事務所 南部福祉事務所 南部保健所 南部医療センター・ こども医療センター 南部農林土木事務所 南部農業改良普及セ ンター 南部林業事務所 その他南部土木事務 所管内に所在する出 先機関 | 総括班 班長 南部土木事務所業務総括 情報班 班長 那覇県税事務所長 生活福祉班 班長 南部福祉事務所長 医療衛生班 班長 南部保健所長 土木建築班 班長 南部土木事務所技術総括 農林水産班 班長 南部農林土木事務所長 |
| 沖縄県災害対 策宮古地方本 部 宮古合同庁舎 (宮古島市) | 地方本部長 宮古事務所長 地方副本部長 宮古事務所総 務課長 宮古保健所長 | 宮古事 務所の 管轄区 域 | 宮古事務所 宮古福祉事務所 宮古保健所 県立宮古病院 宮古土木事務所 宮古農林水産振興セ ンター その他宮古事務所管 内に所在する出先機 関 | 総括班 班長 宮古事務所総務課長 情報班 班長 宮古事務所県税課長 生活福祉班 班長 宮古福祉事務所長 医療衛生班 班長 宮古保健所長 土木建築班 班長 宮古土木事務所長 農林水産班 班長 宮古農林水産振興センター所長 |
| 沖縄県災害対 策八重山地方 本部 八重山合同庁 舎 (石垣市) | 地方本部長 八重山事務所 所長 地方副本部長 八重山事務所 総務課長 八重山保健所 長 | 八重山 事務所 の管轄 区域 | 八重山事務所 八重山福祉事務所 八重山保健所 県立八重山病院 八重山土木事務所 八重山農林水産振興 センター その他八重山事務所 管内に所在する出先 機関 | 総括班 班長 八重山事務所総務課長 情報班 班長 八重山事務所県税課長 生活福祉班 班長 八重山福祉事務所長 医療衛生班 班長 八重山保健所長 土木建築班 班長 八重山土木事務所長 農林水産班 班長 八重山農林水産振興センター所 長 |

別表第 6 総括班の項の次に次のように加える。

| | |
|-----|----------------|
| 情報班 | 被害情報の収集に関すること。 |
|-----|----------------|

別表第 6 医療衛生班の項中「及び衛生」の次に「並びに地域災害医療本部の運営」を加え、同表県立病院班の項を削り、同表土木建築班の項中「土木関係」を「土木建築関係」に改め、同表応援班の項を削る。

第1号様式中

「 平成 年 月 日 を
 災害対策本部長 殿 」
 「 年 月 日
 (時 分時点) に改める。
 災害対策本部長 殿 」

附 則

この訓令は、令和元年7月30日から施行する。

| | |
|--|--|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p> |
|--|--|